

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成29年9月4日（月）午前9時30分～午前10時15分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 14名

1番	岸野 敏夫	出
2番	高槻 祥治	出
3番	鳥越 幸男	出
4番	渡邊 卓司	欠
5番	片山 悦志	出
6番	小野 孝一郎	出
7番	平井 康夫	出
8番	平井 忠行	出
9番	高月 周次郎	出
美川地区推進委員	谷許 和昭	出
三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
山田地区推進委員	原野 尚徳	出
川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
中川地区推進委員	石井 博	出
小田地区推進委員	田邊 登	出

4. 議事日程

- (1) 議案第29号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (2) 議案第30号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
(農地中間管理権の設定に関するもの)

5. 会議の概要

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成29年度第7回農業委員会総会を開催します。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は3番 鳥越委員さんと、5番 片山委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第29号から議案第30号の2議案です。</p>
議 長	<p>議案第29号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 3件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; color: red;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 1 番 委 員	<p>事案番号6番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>写真を見ていただくと分かりますが、現況、既に物があちらこちらに置かれております。お話を伺ったところ、約3年前から、所有者の弟さんがリサイクル業の為に使用しているとのことでした。元々は畑でしたが、草も生え、物置や車も置いてあるということで、始末書を添付していただき転用の申請を提出していただきました。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号6番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号6番につきましては、許可と決定いたします。</p>

議 長	<p>事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>所有者の宅地の裏側の2筆です。地目は、田と畑です。こちらに、太陽光パネルを設置する計画のようです。周辺に水路はあり、雨水はそちらに排水します。周囲に影響はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>この土地の隣が宅地になっており、以前は住宅が建っていました。その住宅を倒されて新しく家を建てる為に整地されました。その時にこの畑の土地を駐車場にする目的と一緒に整地されたようです。現地確認に伺った時には、既に転用されていましたので、始末書を添付のうえ転用の申請をしていただきました。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>3</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第 <u>30</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 122) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p>

議案第30号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件
あります。農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容
で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することと
なっているものです。

(計画の内容について説明)

議 長

事務局からの説明が終わりました。
農用地利用集積計画（No. 122）（案）につきまして、地元委員さんの意見を
お願いします。

6 番 委 員

各土地の現況ですが田んぼは、ほとんど耕作されていません。畑は8～9割がたが
耕作放棄地です。今回の合計面積は1町5反ですが、この後にも預けたいというお
話が私の方へもありますので、今後も面積は増えると思います。

議 長

地元委員さんから意見がありましたが、農用地利用集積計画（No. 122）（案）
につきまして、他にご意見はございませんか。

1 番 委 員

土地の管理や耕作の作業は、倉敷から人が来てされるのですか。地元の方はされる
のでしょうか。

6 番 委 員

そのお話はまだ作業にはいっていませんので、出来ておりません。いずれにしても
、キャベツなど手作業で収穫するようになるので、地元の方にご協力していただく
ようになるのではないかと思います。

中川地区
推進委員

今回は、この地区の農地を中間管理機構を通して貸借されましたが、別の地区でも
出来ますか。

事 務 局

はい、出来ます。

中川地区
推進委員

用水費や固定資産税は所有者が支払うという契約ですか。

事務局	はい、そうです。
中川地区 推進委員	<p>荒廃農地の解消には、とてもいい事業ですね。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、議案第30号について、計画書どおり決定いたします。</p>
議長	次に報告事項について確認します。
議長	<p>利用目的の変更届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>自宅の西の土地を田から畑に変更します。宅地のすぐ横ですので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>双方合意解約されています。問題はないです。</p>
事務局	<p>この解約について、補足説明させていただきます。</p> <p>先ほどの中間管理機構に貸付ける為の解約です。貸渡人と借受人は親族関係で大昔に契約したものが残っていました。解約しませんでしたと次の契約ができませんので、解約書類を提出していただきました。</p>
議長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p>

